

総務省統計局 説明資料  
(審査メモで示された論点への回答)

平成30年4月26日

総務省統計局



## 1 調査の目的・必要性

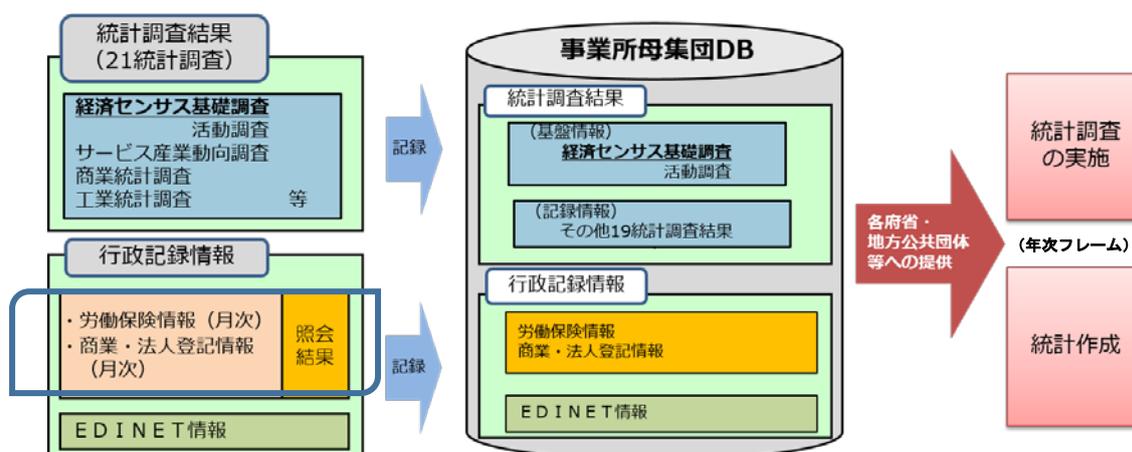
### 【論点】

- a DB整備事業では、具体的にどのような事業が行われているのか。その効果・実績（照会事業における回答の状況やDBへの登録状況）はどのようになっているのか。
- b DB整備事業が行われているにもかかわらず、本調査を行わなければならない必要性・効果は何か（DB整備事業で対応できない内容は何か）。それは1回限りの調査で達成できるのか。

### 【回答】

(1) 事業所母集団データベースの整備事業の内容：論点 a

- 統計法第27条第1項の規定に基づき、正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における報告者負担の軽減に資することを目的として事業所母集団データベースの整備を行っている。



・事業所母集団データベースの整備事業では、主要統計調査結果や行政記録情報を活用して事業所母集団データベースを整備しており、その一環として、労働保険情報、商業・法人登記情報に基づき把握した事業所・企業への照会業務を実施し、その結果を定期的に事業所母集団データベースに反映している（具体的な業務は「表1」を参照）。

なお、今回は国税庁から提供された法人番号等情報についても新たに活用予定である（詳細は後述）。

(表1) 事業所・企業照会業務の内容

照会業務	業務内容
○新設事業所照会 (年間約29万件)	○労働保険情報及び商業・法人登記情報から新たに捕捉した事業所に、従業者数、事業の内容等、事業所母集団情報として必要な基本情報を照会
○廃業事業所確認 (年間約20万件)	○労働保険適用外や登記閉鎖になった事業所に対し、廃業確認を実施

(2) 本調査との関係：論点 b

・事業所母集団データベース整備事業においては、上記のとおり、行政記録を基にした照会業務の実施により、データベースの基盤情報を更新しているが、例えば、①1人で経営している個人事業所（約115万事業所（平成26年調査））の情報が把握できないこと、②廃業事業所に関する情報が限定的（経済センサスでは新設と廃業が概ね同数であるにもかかわらず、商業・法人登記情報に基づく年間新設法人数：約15万件に対し、年間廃業法人数：約5万件）であること、③行政記録上の所在地と実際の事業所の所在地が異なっている場合があることなど、実際に現地を確認しなければ存否等の確認ができないケースも多いことから、これらも含め、事業所及び企業の活動状態等を網羅的に把握するため、中間年において経済センサス - 基礎調査を実施しているところである。

・また、現状では、平成33年経済センサス - 活動調査実施以降の経済構造統計の体系について、検討中の内容も多いことから、今回は本調査について1回限りとして承認申請を行っているが、上記の状況も踏まえ、本調査は基本計画において中間年における経常的な実施が求められており、引き続き、報告者や地方公共団体等の実情も踏まえつつ、平成34年度以降の本格的な経常的調査の実施に向け検討を進めることとしている。

## 2 報告者数

### 【論点】

- a 本調査の実施に係る母集団情報の整備は、どのような情報を用いて、どのように行うのか。既に一定の取組を行っている場合、その結果はどのようになっているのか。
- b 第Ⅲ期基本計画で指摘されている法人企業統計の母集団名簿の企業数とのかい離解消に向けた取組として、今回の調査において、どのようなことを行うのか。

### 【回答】

(1) 本調査の母集団名簿の属性（「表2」参照）：論点 a

- 平成28年経済センサス - 活動調査結果を基に、以降、行政記録情報（労働保険情報、商業・法人登記情報）を活用し、母集団名簿情報を更新するとともに、今回は、国税庁から提供された法人番号等情報により新たに約160万事業所（会社企業：約150万、会社以外の法人：約10万）を母集団名簿に追加予定である。

（表2）母集団名簿に収録予定の事業所数（見込み）

データ名	事業所数	時 点
①平成28年経済センサス	約570万	平成28年 6 月
②法人番号（本所事業所） 【会社企業+会社以外の法人】	約160万	平成28年 6 月
③法人登記、労働保険	約 40万	上記以後、平成30年 6 月末日まで（※）
合 計	約770万	

※平成30年 7 月～31年 3 月のデータについては、照会業務と基礎調査が輻輳しないよう、基礎調査の調査期間終了後に基礎調査で把握されなかった事業所について照会業務を実施予定。

(2) 企業数のかい離の解消（「表3」参照）：論点 b

- 上記、法人番号からの法人追加を行ったことにより、今回調査における母集団名簿は、法人企業について網羅的なものとなっている。このため、経済センサス - 基礎調査を実施するとともに、基礎調査の結果と法人企業統計の母集団名簿情報を照合することにより、基本計画において平成33年度末までに結論を得ることとされている、法人企業統計の母集団名簿との属性とのかい離の状況を明らかにすることが可能となるものと考えている。

（表3）母集団名簿に収録予定の会社企業数（見込み）

データ名	会社企業数
①平成28年経済センサス	約160万
②法人番号（会社企業のみ）	約150万
③法人登記	約 23万
合 計	<b>約333万</b>
（参考）法人企業統計の母集団名簿の会社企業数	<b>約280万</b>

### 3 調査事項・調査方法

#### 【論点】

- a 調査票を配布して詳細な情報を把握する範囲と方法について
- (a) 本調査において、新たに把握した事業所として調査票を配布する範囲を示されたい。
  - (b) 調査票を配布する事業所にあつては、個々の事業所の状況に加え、組織全体の売上高を把握するとのことであるが、同一企業において複数の事業所が新たに把握された場合は、それぞれの調査票について回答を求めることになるのか。また、経済構造実態調査等、既存の経済統計調査との重複是正はどのように行うのか。
  - (c) 外観調査のみで調査を終える事業所については、事業所母集団データベースに、新たな情報は付加されるのか。
- b 外観調査について
- (a) 調査員は、どのような方法により、事業所の活動状態を確認するのか。
  - (b) 調査員が「新たに把握された事業所」か否かを判断する基準は何か。  
例えば、所有する名簿情報と、所在地は同じだが名称が変更されている場合や、事業形態が変わっている場合には、調査票を配布しないのか。
  - (c) ビルやマンションの一室等、外観からでは活動状況の把握が困難な場合、どのように活動状況を把握するのか。
  - (d) 調査員が適切に外観調査を実施するため、調査実施者としてどのような対策を講じるのか。
  - (e) 今回調査において、外観調査を実施する意義は何か。

#### 【回答】

- (1) 調査票の配布範囲・判断基準、事業所の活動状態の確認方法：論点 a(a), b(a), b(b)
- ・事業所母集団情報として必要な基本情報（名称、所在地、従業者数、事業の内容等）を把握する観点から、調査員が実地に調査地域を巡回し、外観若しくは事業主等に確認するなどして全ての民営事業所の活動状態を確認し、調査員用の端末にその結果を入力するとともに、以下の事業所（本調査では「新規把握事業所」という。）に調査票を配布することとしている。
    - ①新設事業所（調査員が実地に把握した事業所）
    - ②法人番号から追加した事業所
    - ③名称や事業の内容が調査名簿と異なる事業所
- (2) 調査票の回答範囲：論点 a(b)
- ・本調査は事業所単位で実地にその活動状態等を把握する調査であり、調査票は上記①～③の事業所に配布する。また、組織全体の売上高は本所事業所のみが回答するなど、単独事業所、本所事業所、支所事業所ごとに必要な事項について調査を実施することとしている。
- (3) 他調査との重複是正：論点 a(b)
- ・従来から、経済センサス - 基礎調査実施年に工業統計調査も実施されているが、工業統計調査が平成29年以降、調査実施日を12月末から6月1日に変更しており、経済センサス - 基礎調査の調査時期（平成31年6月～平成32年3月）と一部重なることから、調査の実施に万全を期すため、6～7月に調査票の配布対象となる新設の工業事業所については、調査時期が重ならないよう、後日、本調査の調査票を総務省統計局が郵送で配布する措置を講ずるなど、経済産

業省とも連携して、対応を具体化することとしている。

(4) 結果の登録：論点 a(c)

・本調査を実施することで、約770万事業所の活動状態等が明らかになり、その結果を事業所母集団データベースに登録する。また、新規把握事業所については、その従業者数、事業の内容等の基本情報を登録することとしている。

(5) 活動状態の把握が困難な場合の対応：論点 b(c)

・新規把握事業所の活動状態を確認できない場合、調査票を配布し、その回答により活動状態を把握することとしている。また、オートロックマンションなどで調査員が調査票を配布できない場合には、総務省統計局が郵送で調査票を配布することとしている。

(6) 円滑な調査実施方策：論点 b(d)

・本調査では市町村別の調査実施スケジュールを事前に計画した上で調査を実施する。国、都道府県、市町村において役割分担の上、調査時期に応じた多事業所ビル、大型商業施設等への効果的な広報・協力依頼を行い、適切に調査を実施できるよう措置する。また、調査員には、調査対象者、ビル管理者、近隣住民等の求めに応じて外観等による調査について説明するための汎用的なパンフレットを準備するとともに、調査員証のみならず、新たに腕章を着用させるなどして、円滑に調査が行えるよう対応することとしている。

また、調査員が円滑に端末を操作できるよう、研修・支援体制の充実を図ることとしており、端末操作に関する説明書や説明用DVD等を用意するとともに、調査員からの照会対応用のフリーダイヤルによるコールセンターを設置することとしている。

(7) 外観調査の意義：論点 b(e)

・前回の平成26年経済センサス - 基礎調査の実施状況について、本社一括調査対象企業（約32万企業・約160万事業所）、地方公共団体などからその事務負担の軽減を求める意見等が多く寄せられ、特に、地方公共団体からは、困難さを増す調査員確保の観点からも調査員事務の簡略化、効率化を強く求められているところである。そのような中、今回の調査では法人番号由来の企業を追加することにより、母集団数が大幅な増加となることから、対象企業、地方公共団体、調査員の負担軽減と産業横断的な事業所母集団名簿の着実な整備を両立できる調査手法として、外観等による調査手法を導入することとしたものである。

## 【論点（続き）】

### c 試験調査の結果について

外観調査については、試験調査を実施しているが、その結果はどのようになっているか（報告者とのトラブル等、実施上の問題点はなかったか。）。また、その結果は、今回の調査計画にどのように活用されているのか。

### d 他調査の調査事項との重複について

本調査が実施される過程において、中間年における経済構造統計作成の一翼を担う「工業統計調査」「経済構造実態調査」も実施される。これら調査の調査事項と、本調査の調査事項において重複があるとみられるが、報告負担の軽減対策について、どのような対応を考えているか。

### e 国、地方公共団体に対する調査について

本調査では、国、地方公共団体の全ての事業所に調査票乙を配布することとされているが、既存の事業所については、事業所（機関）の名称等はプレプリントされ、事業所（機関）の活動状況のみ回答することになるのか。

## 【回答】

### (1) 試験調査の結果：論点 c

・本調査を正確かつ円滑に実施するため、調査方法や調査票の設計等が適切かどうかなどについて、あらかじめ実地に検証することを目的として、平成29年9月1日から10月31日まで7都道府県10市町村において約4,500事業所を対象に試験調査を実施した。その結果、調査手法の簡略化が図られていることなどにより、報告者とのトラブル等、調査実施上の大きな問題はなかったが、調査時に近隣住民から質問を受けた等の事例が報告されており、これを受け、本調査では、調査実施時に、調査対象者のみならず、ビル管理者や近隣住民等にも配布可能な調査に関するわかりやすいパンフレット等を準備するとともに、調査員証のみならず、腕章を着用させるなどして、円滑に調査が行えるよう対応することとしている。

### (2) 他調査の調査事項との重複について：論点 d

・事業所の名称、所在地等の基本的事項は他調査と重複するため、調査票の配布時期が一部重複する工業統計調査とは、前記（回答3(3)）のとおり、調査票を総務省統計局が郵送で配布する措置を講ずるなど、経済産業省とも連携し、その対応を具体化することとしている。

### (3) 国、地方公共団体に対する調査について：論点 e

・乙調査では、調査票に、既存の事業所（平成26年経済センサス - 基礎調査で把握された国・地方公共団体の事業所）の名称等がプレプリントされており、国・地方公共団体において、当該情報の確認、修正を行うとともに、新設事業所に係る情報を追加することにより調査を実施する。

### (参考) 国・地方公共団体の事業所への法人番号の付与について

事業所母集団データベースの整備に当たり、国・地方公共団体の事業所についても法人番号を整備するが、当該事業所の法人番号は統計局において付与可能であることから、国において実施することとしている。（付与できなかった場合のみ、法人番号を照会予定）。

#### 4 調査期間（周期・実施時期）

##### 【論点】

- a 甲調査について、調査期間の10か月間に、どのようにして全ての民営事業所について調査を行うのか（ローリング調査の実施方法）。調査期間を10か月としている理由は何か。
- b 本調査の実施以降の母集団情報の整備等について、現時点でどのような検討が行われているか。甲調査を継続的に実施する必要性はないのか。
- c 乙調査の対象となる国又は地方公共団体の事業所については、経済センサス - 活動調査の対象ではないことから、同調査の実施とは関係なく毎年調査すべきではないのか。

##### 【回答】

###### (1) 具体的な調査方法：論点 a

・本調査は平成31年6月から平成32年3月までの10か月間に全国全ての民営事業所を順次調査する。このため、豪雪地域などでは積雪時期を避けて調査を実施するなど、各自治体の実情を踏まえた市町村別の調査実施スケジュールを平成30年中に作成し、計画に沿って調査を実施することとしている。調査に当たっては2か月を基本単位（1期）として、それを5期（2か月×5期）に渡って実施する。各調査員は1期（2か月）の間で約500事業所の活動状態等を確認し、新規把握事業所に調査票を配布する。

また、調査票の回収（郵送又はオンライン）、督促業務（郵送、電話等による）は全て総務省統計局が行うことで地方事務、調査員の負担軽減、効率化を図るとともに、各期の調査について、調査漏れ等を防止するため、調査の進捗管理システムを構築するなど、国、都道府県、市町村の3者で常に調査の確実な実施、進捗を管理できる体制を整備することとしている。

###### (2) 調査を10か月間とした理由：論点 a

・第Ⅲ期基本計画において、本調査を一時点で把握する統計調査から、中間年の経常的なローリング調査（全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法）に移行することが求められている。そのため、平成34年度以降の本格的な経常的調査の実施も見据え、本調査の経常的な実施方法について、調査実務を担当する都道府県、市町村とも連携の上、具体化を進めた結果（※）、今回の調査については、平成31年6月から平成32年3月までの10か月間で経常的調査として実施することとした。なお、平成32年3月までに調査を完了させることで、本調査の全ての結果を平成33年経済センサス - 活動調査の名簿に反映することも可能となっている。

※平成29年度中に数回に渡り、全都道府県、全政令市を集めた検討会を開催するとともに、数十回に渡り、地方公共団体からヒアリングを行うなどした結果、平成31年4月の統一地方選挙、平成32年10月の国勢調査に係る地方事務との輻輳の回避が必要であるとともに、年度をまたぐ経常的な調査実施にはあらかじめ十分な組織体制の構築、委託費の手当を始め、十分な準備・検討期間が必要との意見が多数を占めた。

###### (3) 今後の母集団情報の整備：論点 b

・現状では、平成33年経済センサス - 活動調査実施以降の経済構造統計の体系について、検討中の内容が多いことから、今回は本調査について1回限りとして承認申請を行っているが、前記のとおり、本調査は中間年における経常的な実施が求められていることから、引き続き、報告者や地方公共団体等の実情も踏まえつつ、平成34年度以降の本格的な経常的調査の実施に向け検討を進めることとしている。

(4) 乙調査の毎年の実施：論点 c

- ・乙調査の毎年の実施については、平成28年度の統計委員会における審議（毎月勤労統計調査の変更に係る審議）と関連し、官公営の事業所を5年に1度から毎年更新することについて検討を求められたことに対応するものである。なお、経済センサス - 活動調査年における官公営の事業所への調査については、今後、平成33年に実施する経済センサス - 活動調査の検討と併せ、どのような枠組みで実施するかについて検討を進めることとしている。

## 5 集計事項等

### 【論点】

- a 民営事業所については、ローリング調査を行うことで、事業所ごとに、調査日（把握時点）が異なることとなる。異なる時点の情報を集計するに当たって、何らかの補正を行うのか。
- b 今回の調査では、新たに把握した事業所のみにおいて事業所の詳細情報を把握することとされているが、事業所母集団データベースの情報や他の基幹統計調査の情報を用いて、全産業の事業所数や従業者数等、活動状況を推計することについて、何らかの検討を行っているか。
- c 本調査の結果は、中間年における経済構造統計や、新たに創設される経済構造実態調査の集計に当たって、どのように活用されるのか。
- d 本調査の結果は、事業所母集団DBにおいて、何時からどのように活用されるのか。また、乙調査の対象となる国又は地方公共団体の事業所の調査結果については、年次フレームに何時から反映されるのか。

### 【回答】

#### (1) 集計方法、レジスター統計：論点 a, b

・事業所母集団情報の着実な整備に重点を置いた調査を実施するため、各データについては調査時点における情報を事業所母集団データベースに収録することとしている。経理項目については、他の経済構造統計と整合させるため平成30年暦年に統一している。

また、基本計画においても、事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充や事業所母集団データベースの収録情報を活用した集計（レジスター統計）の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施することとされているところ。これらを踏まえ、本調査や経済構造実態調査等によって整備された事業所母集団データベースの収録情報を活用した、中間年における全産業ベースの集計・推計について、平成32年度以降、早期に実現すべく、昨年度から研究会を開催して検討を行っているところであり、引き続き、必要な研究・検討を進めてまいりたい。

#### (2) 結果の活用：論点 c, d

・本調査の結果は、乙調査の結果も含めて、平成32年の夏頃に年次フレームとして提供され、平成33年経済センサス - 活動調査の実施のための基盤情報となるなど、事業所母集団データベースを母集団とする全ての調査において基盤情報として活用されるとともに、上記レジスター統計の基盤となるものである。

以 上